

# 優秀講演表彰選考規程

2021年3月16日 制定

2022年11月30日 改定

(目的)

## 第1条

一般社団法人日本計算工学会（以下「本会」という。）の計算工学講演会論文集に収録され、かつその講演者として登録されたもののうち、計算工学において優秀と認められる講演を行った本会の個人会員（正会員、名誉会員、シニア会員、学生会員、研究室会員の登録学生）の表彰は、本規程により行う。

(表彰の種類)

## 第2条

優秀講演表彰は、優秀講演表彰、優秀技術講演表彰、若手優秀講演フェロー表彰の3種類とする。

(表彰の対象と人数)

## 第3条

表彰対象は、当該年度の計算力学講演会において、締切までに投稿を完了して計算工学講演会論文集に収録された論文において、講演者として登録し、かつ実際に講演会において講演を行った個人会員とする。ただし、招待論文等の委員会が依頼した論文を除く。各表彰の対象と人数は次のとおりとする。

- (1) 優秀講演表彰：個人会員の講演者の中から2名以内。
- (2) 優秀技術講演表彰：企業に所属し、企業の技術に関する講演を行った個人会員の中から2名以内。
- (3) 若手優秀講演フェロー表彰：講演会開催年度の4月1日時点で満35歳以下の個人会員。人数制限は設けない。

(表彰者の選考と決定)

## 第4条

表彰者の選考は、優秀講演表彰選考委員会が行う。選考委員会は講演会実行委員会委員を中心に構成する。ただし、委員が表彰の候補者となっている場合には、選考委員会に加わることはできない。委員長は、講演会実行委員会委員長とする。

表彰者の決定は、講演会実行委員会委員長が行う。表彰者が確定し次第、表彰の名称と表彰者名を理事会に報告する。

(表彰の方法)

第5条

表彰が決定した講演者については、講演会終了後に速やかに優秀講演表彰選考委員会委員長名で賞状を送付し通知する。また、本会ホームページ、会誌等で公表し、栄誉を称える。

(改廃)

第6条

本規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

2021年3月16日 制定

2022年11月30日 改定

以上